農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日 農林水産省・地域の活力創造本部決定)抜粋

1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

(1) 生産資材価格の引下げ

生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化 を図るため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表する。また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努める。
- ② 生産資材に関する各種法制度 (肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物 用医薬品等)及びその運用等 (法律に基づかない業界団体による自主的 な規制も含む) について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠 するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。
- ③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、 高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を 整備する。

公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。

- ④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備する。
- ⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材(肥料等)については、国は、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を絞り込む。
- ⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材(肥料・飼料等)については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材(農業機械等)については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑧ 国は、開発目標(適正機能・合理的価格)を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を

促進する。

また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するための法整備を進める。

- ⑨ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。
- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。

そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

- ① 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。
- ② 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性 向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成 長産業化支援機構等との連携強化等を図る。